

上三川町農業委員会 農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

- (1) 定数
9人
- (2) 担当する区域及び区域ごとの定数
別添のとおり。

2 任期（活動する期間）

- (1) 委嘱の日から令和11(2029)年7月19日まで
- (2) 委嘱の日とは令和8(2026)年7月20日を予定しています。
- (3) 活動期間は3年間となります。

3 身分（推進委員の法的な位置付け）

特別職の地方公務員

4 職務（活動する内容）

担当区域において、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等の地域における現場活動を通じて農地等の利用の最適化の推進のための活動など

5 推進委員になれない方

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) その他町長が定める方

6 報酬

- (1) 基本額
月額 28,000 円
- (2) 加算額
活動に応じて支給する（おおむね月額数千円程度）。

7 推薦又は応募方法（提出書類及び提出方法）

(1) 推薦の場合

- 3人以上の推薦者（推薦する方）が必要です。
- (2) 提出書類（様式は町ホームページからダウンロードできます。）
 - ア 推薦の場合
推薦書

イ 自身で応募する場合

応募申込書

(3) 提出方法

ア 農業委員会事務局に直接持参

イ 郵送

ウ 電子メール（電子メールの場合は未着信防止のため送信した後、当事務局にその旨の電話連絡をしてください。）

(3) 書類の記載方法について

別添のとおり。

8 募集期間（募集を受付る期間、曜日、時間）

(1) 期間

令和8(2026)年1月16日(金)から令和8(2026)年2月13日(金)まで

(2) 曜日（農業委員会事務局に直接持参する場合）

月曜日から金曜日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間（農業委員会事務局に直接持参する場合）

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 期間の最終日に関する注意事項

ア 農業委員会事務局に直接持参する場合

2月13日(金)の午後5時15分までに当事務局に提出することが必要です。

イ 郵送の場合

2月13日(金)の午後5時15分までに役場に到着（郵便局員の配達が終了）することが必要です。

ウ 電子メールの場合

2月13日(金)の午後5時15分までに農業委員会事務局のメール受信フォルダに届く必要があります。

9 募集人数を超えた推薦又は応募があった場合

評価委員会において提出書類などに基づき審査をおこない、候補者を決定します。

連絡又は提出先

上三川町農業員会事務局

電 話 0285-56-9166

住 所 〒329-0696 上三川町しらさぎ一丁目1番地

場 所 上三川町役場仮庁舎1階（旧中央公民館）

担 当 野口・佐藤